

関係者各位

(社)エルピーガス協会
需要開発部/木村

改正省エネ法に関する企業向け説明会のご案内（お知らせ）

同法は、昨年5月20日に改正公布され本年4月から施行されております。今回の改正は、大規模の事業者が規制強化の対象となっており経済産業省が各地で開催する説明会にご出席賜りますようご案内申し上げます。

1. 改正の要点

- ① これまでは、事業所ごとのエネルギー管理であったが、企業全体（本社・工場・支店・営業所）の管理に変わりました。
- ② 第一種エネルギー管理指定工場は、年間のエネルギー使用量が、原油換算3,000KL以上でしたが、企業単位で1,500KL以上になると国に届け出て特定事業者の指定を受けなければならない。
- ③ 企業単位で定期報告・中長期計画書を提出する義務
- ④ 特定事業者は、エネルギー管理指定工場のエネルギー管理者等の選任を行うと共にエネルギー管理統括者（企業の役員クラス）とエネルギー管理企画推進者を選任し、企業全体の管理体制を推進する事が義務付けられた。

2. 原油1500KLの目安

- ① コンビニ 30店舗程度
- ② 小売店舗 約3万平方メートル以上
- ③ 工場事務所 約600万KWh/年
- ④ ファミリーレストラン 15店舗程度
- ⑤ LPガス充てん所 500t/月では、15万KWh/年～20万KWh/年程度

3. 原油換算方法

- ① LPGの使用量(t) × 1.3 = 原油換算量(KL)
- ② WKの使用量(KL) × 0.95 = 原油換算量(KL)
- ③ ガソリンの使用量(KL) × 0.89 = 原油換算量(KL)
- ④ 電気の使用量(万KWh) × 2.54 = 原油換算量(KL)

4. その他の規制

- ① トラック200台以上保有している事業者（委託配送・自社配送とも含む）は、特定輸送事業者として、年1回中長期計画書の提出の義務。
- ② 年間輸送量が3000万トンキロ以上の荷主に対する規制は、年1回の省エネ責任者の設置、社内研修の実施、共同配送などの計画策定・報告する。

・LPガス販売業界の計算例

◎10万軒の消費者を委託配送している場合の計算例

100KG (風袋とも重量) × 5 km (平均配送距離) × 12ヶ月 × 10万
 = 60万トンキロ・・・3000万トンキロ以下である。

◎ローリー配送を委託している場合の計算例

10t車 × 200 (1日の平均配送距離) × 20日 × 12ヶ月 × 10台
 = 480万トンキロ・・・3000万トンキロ以下である。

◎充てん所の場合

500t (月間充てん数量) × 12ヶ月の電気消費量は、15万kwh/年～20万kwh/年程度といわれております。従って原油換算では、38.1KL～50.8KLとなります。

ちなみに200t程度の充てん所の場合の計算を試算した数値をご参照ください。

原油の発熱量	9,400 kcal			
	860 kcal	=	1 KW	
普通の充填所の電気使用量 (時間)				基数
液送ポンプ			7.5 KW	2 15 KW
ガスコンプレッサ			11 KW	1 11 KW
エアコンプレッサ			7.5 KW	1 7.5 KW
回転充填機			1.5 KW	3 4.5 KW
エアコン			7.5 KW	3 22.5 KW
合計			35 KW	60.5 KW

8時間稼働した場合使用量 (1日)

60.5 KW × 8 = 484 KW

月間使用量

484 KW × 25 = 12,100 KW

年間使用量

12,100 KW × 12 = 145,200 KW

原油換算

145,200 KW × 860 = 124,872,000 kcal
 124,872,000 kcal ÷ 9,400 = 13,284 KL
 = 13 KL

以上

経 済 産 業 省

平成21年4月8日

各 位

経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネ対策課

改正省エネ法に関する企業向け説明会のご案内
～ 省エネ法が変わります。平成21年4月から準備が必要です。～

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より資源エネルギー行政にご理解を賜り誠にありがとうございます。

本年2月に各事業者団体等あてに「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)の改正に関する説明会についてご案内しましたところ、多数ご参加をいただき、誠にありがとうございました。

また、会員企業に対する周知につきましてもご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。

さて、改正省エネ法に関する事業者団体向け説明会に引き続き、本年4月下旬から6月にかけて全国9カ所において事業者団体等の会員企業向けの説明会の開催を予定しております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、別添の説明会のご案内について会員企業の方に周知いただけますようお願い申し上げます。

度重なるお願いによりご面倒をおかけして誠に恐縮ですが、改正省エネ法の重要性について何卒ご理解を賜り、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

敬具

別 添

改正省エネ法に関する企業向け説明会について

1. 開催日時・場所

地域	日時	時間	定員	場所
北海道	6月3日(水)	10:00~12:00	100名	北海道経済産業局第1会議室
	6月3日(水)	14:00~16:00	100名	
	6月5日(金)	10:00~12:00	100名	
	6月5日(金)	14:00~16:00	100名	
東北	6月5日(金)	14:00~	40名	東北経済産業局第1・2会議室
	6月11日(木)	14:00~	40名	
関東	4月23日(木)	14:00~16:00	500名	関東経済産業局講堂
	4月24日(金)	14:00~16:00	500名	
	5月21日(木)	10:00~12:00	500名	
	5月21日(木)	14:00~16:00	500名	
	5月22日(金)	10:00~12:00	500名	
	5月29日(金)	10:00~12:00	500名	
中部	4月27日(月)	14:00~16:00	50名	中部経済産業局2階大会議室
	4月28日(火)	10:00~12:00	50名	
	4月28日(火)	14:00~16:00	50名	
	5月12日(火)	14:00~16:00	50名	
	5月20日(水)	14:00~16:00	50名	
	5月21日(水)	10:00~12:00	50名	
	5月21日(水)	14:00~16:00	50名	
	6月2日(火)	14:00~16:00	50名	
近畿	5月1日(金)	14:00~	150名	近畿経済産業局第1別館大会議室
	5月8日(金)	14:00~	150名	
	5月15日(金)	14:00~	150名	
	5月22日(金)	14:00~	150名	
中国	6月2日(火)	10:00~12:00	80名	中国経済産業局第1会議室
	6月2日(火)	14:00~16:00	80名	
	6月3日(水)	10:00~12:00	80名	
	6月3日(水)	14:00~16:00	80名	
	6月4日(木)	10:00~12:00	80名	
	6月4日(木)	14:00~16:00	80名	
四国	5月18日(月)	14:00~	100名	四国経済産業局 (合同庁舎2階 アイホール)
	5月22日(金)	14:00~	100名	

九州	5月26日(火)	14:00～16:00	50名	九州経済産業局会議室（又は福岡市内会議場） ※別途、6/3,6/5 鹿児島開催検討中
	5月27日(水)	14:00～16:00	50名	
	5月28日(木)	14:00～16:00	50名	
	5月29日(金)	14:00～16:00	50名	
	(上記のうち2～3日開催。調整中)			
沖縄	5月21日(木)	14:00～	30名	沖縄総合事務局経済産業部会議室（10階）
	5月22日(金)	14:00～	30名	

2. 対象者

企業全体で1年間のエネルギー使用量が1,500kl（原油換算値）以上が見込まれる事業者の方（詳細は「6. 改正省エネ法の概要」参照）

3. 説明会の主な内容

- (1) 現行省エネ法の概要
- (2) 改正省エネ法のポイント
 - ①事業所単位から事業者(企業)単位への規制体系の変更
 - ②フランチャイズチェーンの扱い
 - ③エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者の選任
 - ④今後の手続スケジュール
 - ⑤平成21年度に実施すべきことなど

4. 申し込み方法

下記の資源エネルギー庁ホームページ（平成20年度省エネ法改正の概要）をご覧ください。

赤字にて記載してある「各経済産業局において改正省エネ法説明会実施中！詳細は以下をご参照下さい。」をご覧ください、各経済産業局ごとの申し込み方法に従い、お申込み願います。

○資源エネルギー庁ホームページアドレス

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>